



ハス

税務と経営

編集発行人
税理士

三木 泰

事務所 〒597-0071
貝塚市加神1-11-17
TEL 072(431)1644

7月 (文月) JULY
20日・海の日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	.	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

ワンポイント 窓の改修がポイントとなる 住宅リフォーム減税

居住用家屋に対して省エネ改修工事を行った場合には、一定要件のもと所得税の税額控除の適用が受けられますが、全ての居室の窓全部の改修工事が必須となりますので、たとえば床断熱工事をする場合は、窓の改修工と併せて行わないと減税が適用されません。

7月の税務と労務

- 国 税 / 6月分源泉所得税の納付 7月10日
- 国 税 / 納期の特例を受けた源泉所得税(1月~6月分)の納付 7月10日
- 国 税 / 所得税予定納税額の減額承認申請 7月15日
- 国 税 / 所得税予定納税額第1期分の納付 7月31日
- 国 税 / 5月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)、11月決算法人の中間申告 7月31日
- 国 税 / 8月、11月、2月決算法人の消費税の中間申告(年3回の場合) 7月31日
- 地方税 / 固定資産税(都市計画税)第2期分の納付
市町村の条例で定める日
- 労 務 / 社会保険の報酬月額算定基礎届 7月10日
- 労 務 / 労働保険料(概算・確定)申告書の提出・
(全期・1期分)の納付 7月10日
- 労 務 / 障害者・高齢者雇用状況報告 7月15日
- 労 務 / 労働者死傷病報告(4月~6月分) 7月31日

定時決定

定時決定とは、毎年七月一日（定時）において標準報酬を見直す（決定）ことをいいます。

社会保険（健康保険及び厚生年金保険）は、保険料を徴収したり、保険事故（健康保険は、ケガ、病気、死亡、出産、厚生年金保険は、老齢、障害、死亡）が発生した場合には、原則として、実際に支給される報酬月額（給与）ではなく標準報酬月額に基づき支給額が決定されます。

社会保険の保険料額は、雇用保険のように毎月実際に支給される給与の額に応じて計算されるわけではなく、定時決定で決められた標準報酬月額をもとに計算されます。また、定時決定で決まった標準報酬月額は、給与の変動にもかかわらず、原則として、その年の九月から翌年の八月まで固定されます。

そこで、この標準報酬月額を毎年一定の時期に見直すことにより、実態に即した保険料の徴収と保険給付を行うことを目的

に定時決定が行われます。

ちなみに、報酬月額とは、毎月被保険者に支給する給与のことで、基本給、通勤手当、家族手当、残業手当などで構成されます。この報酬月額をいくつかの等級に区分した仮の報酬が標準報酬月額といわれるものです。以下、定時決定に際し、留意すべき点を解説します。

定時決定の対象者

定時決定は、毎年七月一日時点において適用事業所に使用される左記に該当する被保険者全員を対象に行われます。

- 五月末日までに入社した人
- 七月一日以降に退職する人
- 欠勤中の人

休職中の人（育児休業、介護休業中を含む）

一方、次の人は定時決定の対象から除かれるため、算定基礎届に記載する必要はありません。

- 六月一日以降に入社した人
- 六月末日までに退職した人
- 七月に月額変更届または育児休業等終了時変更届を提出するか、八月または九月に提出する予定の人

出する予定の人

報酬の範囲

社会保険では、被保険者が労働の対償として事業主から受け取るすべてのものを報酬（金銭によるものと現物によるもの）とを問わない）としています。

したがって、賃金、給与、報酬、賞与、手当など名称に関係なく、原則として報酬となります。

反対に報酬とされないものに、年三回以下支給される賞与、事業主が恩恵的に支給する結婚祝金、災害見舞金、病氣見舞金、死亡弔慰金、事業主以外の者から支給を受ける傷病手当金（健康保険）、休業補償給付（労災保険）、年金、恩給、被保険者の財産収入による家賃、預金利子、地代、臨時に受ける大入袋、実費弁償的な出張旅費、その他退職金、解雇予告手当などがあります。

交通費の取扱い

交通費（通勤手当）については、支給額の全額が報酬となります。

また、したがって、定期券を六カ月単位で支給している場合は、六で割った額が報酬月額となります。

通勤手当を算定基礎届に記入する際、現金で支給している場合は、「通貨によるものの額」の欄に、定期券や回数券で支給している場合は、「現物によるものの額」の欄に記入します。

算定基礎届に記入する報酬月額

算定基礎届に記入する報酬月額は、実際に四月中、五月中及び六月中に支給した社会保険料等控除前の総支給額です。

報酬支払基礎日数

報酬支払基礎日数とは、報酬を計算する基礎となる日数をいいます。

(1) 月給制の場合

その月に何日休んでも給与の額が変わらないため、出勤日数に関係なく暦日数が支払基礎日数となります。

(2) 日給月給制の場合

欠勤したときには、その日数

分に応じて給料が差し引かれる日給月給制の場合は、就業規則や給与規程等で定めてある欠勤控除の規定に基づき、会社が定められた日数から欠勤日数を差し引いた日数が支払基礎日数となります。

(3) 日給制の場合

出勤(稼働)日数(有給休暇を含む)が支払基礎日数となります。

定時決定の対象となる四月、五月、六月の三カ月間は、いずれも支払基礎日数が一七日以上あることが要件ですので、一七日未満の月がある場合は、その月を除いて平均額を出します。

なお、短時間就労者については、一般の被保険者と異なり、次のように取り扱われます。

三カ月とも一七日以上ある場合は、三カ月の報酬額を三で割ります。

一カ月でも一七日以上ある場合は、一七日以上ある月で決定されます。

三カ月とも一五日以上一七日未満の場合は、三カ月の報酬額を三で割ります。

一五日以上一七日未満の月がある場合は、その月だけで

決定されます。

三カ月とも一五日未満である場合は、従前の標準報酬月額に基づき決定されます。

四月に途中入社し、

報酬月額日割で一八日分の

給与を支払った場合

この場合は本来の支給額ではありませんので、九月以降に受けるべき報酬月額を保険者により算定します(五月と六月の二カ月平均で決定されます)。

保険者 算定

通常の算定方法により報酬月額が算定できない場合や著しく不当になるときは、保険者算定(修正平均)により算定します。修正平均した報酬月額とは、九月以降に被保険者が受ける予想される額で、通常の報酬を受けるとした場合の報酬月額をいいます。

育児休業 を

取得している人の場合
育児休業等を取り、三カ月と

も給与の支払いがない場合は、休業直前の標準報酬月額で決定されます。その間会社が手当等を支給している場合であっても、報酬支払基礎日数が一七日未満であるため、従前の標準報酬月額となります。

病欠欠勤 がある人の場合

病欠欠勤、休職などで、報酬支払基礎日数が一七日未満の月がある人の場合は、一七日未満の月を除いて算定します。また、三カ月間とも欠勤した場合は、保険者算定として、休業直前の標準報酬をもって決定します。

七〇歳以上の被用者

厚生年金保険の適用事業所に使用される七〇歳以上の高齢者は、在職中であっても被保険者とはなれませんので、保険料も徴収されませんが、六〇歳台後半の在職老齢年金のしくみが適用されることから、年金額の調整に必要となる報酬月額及び賞与の金額を把握するために、通常の「算定基礎届」と一緒に、

「七〇歳以上被用者算定基礎・月額変更・賞与支払届」を提出しなければなりません。

なお、この届出が必要な高齢者は、所定労働時間数と所定労働日数が一般の正社員と比べておおよそ四分の三以上あり、過去に厚生年金保険の被保険者期間がある人(老齢厚生年金を受けられる人)です。

定時決定 に係る手続き

七月一日から七月十日までに、「被保険者報酬月額算定基礎届」に次の書類を添付して、協会管掌事業所は管轄社会保険事務所、組合管掌事業所は管轄社会保険事務所及び健康保険組合、厚生年金基金に加入している事業所は当該厚生年金基金に提出します。

被保険者報酬月額算定基礎届 総括表

被保険者標準報酬月額算定基礎届総括表附票

賃金台帳・タイムカード等
源泉所得税額収証書など

雇用保険の保険給付が拡充



雇用保険の保険給付に係る一部が改正されたそうですが、その内容について教えてください。



保険給付に係る改正点は次のとおりで、平成21年3月31日から実施されています。

(1) 受講手当の引上げ

受講手当は、受給資格者がハローワークの指示した公共職業訓練等を受ける場合に、公共職業訓練等を受けた日であって、基本手当の支給対象日（内職等により基本手当が支給されないこととなる日を含む）について支給されます。この日額が、平成24年3月31日までの暫定措置として500円から700円に引き上げられました。

(2) 移転費

移転費は、受給資格者等（受給資格者、

特例受給資格者または日雇受給資格者をいう。以下同じ）がハローワークの紹介した職業に就くため、またはハローワークの指示した公共職業訓練等を受けるために、その住所または居所を変更する必要がある場合で、ハローワークが一定基準に従って必要があると認めたときに支給されます。

移転費には、鉄道賃、船賃、車賃、移転料および着後手当の5種類がありましたが、航空賃（現に支払った旅客運賃の額。以下同じ）が増えて6種類となりました。

(3) 広域求職活動費

広域求職活動費は、受給資格者等がハローワークの紹介により広範囲の地域にわたり求職活動をする場合であって、一定要件に該当し、かつ、必要があると認められたときに支給されます。

広域求職活動費には、鉄道賃、船賃、車賃および宿泊料がありましたが、これにも航空賃が追加され5種類となりました。

高齢者雇用開発特別奨励金

雇入れ日の満年齢が65歳以上であって、以下のいずれにも該当する離職者をハローワーク等の紹介により雇い入れたとき（1年以上継続して雇用することが確実な場合に限る）には、「高齢者雇用開発特別奨励金」が支給されます。

紹介日及び雇入日において、他の事業主と週所定労働時間が20時間以上の雇用関係にない人

雇用保険の被保険者の資格喪失した離職日から3年以内に雇い入れた人

資格喪失した離職日以前1年間に被保険者期間が6カ月以上あった人

支給額は次のとおりで、6カ月ごとに2期に分けて、半額ずつ支給されます（カッコ内は大企業に対する支給額）。

週所定労働時間が30時間以上の人
90万円（50万円）

週所定労働時間が20時間以上30時間未満の人
60万円（30万円）

雇用保険の届出に係る遡及確認

雇用保険の被保険者資格取得届については、事業主は労働者を雇い入れる都度、その翌月10日までにハローワークに提出することが義務づけられています。ハローワークはこの届出により、労働者が被保険者となったことの確認を行います。従来、届出が法定期限を過ぎた場合には、事業主からその理

由を聴取等して確認が行われてきましたが、届出の大幅な遅れは労働者に不利益になる場合があることから、原則として提出期限を六カ月以上過ぎた場合には、遅延理由書（雇用保険被保険者資格取得届の内容（氏名、生年月日、雇入年月日、資格取得年月日、被保険者番号）と遅延理由を記載）に、出勤簿、賃金台帳を添付して届け出ることとなりました。